

淡路広域水道企業団水道事業給水条例

平成 21 年 12 月 25 日
条 例 第 5 号

改正	平成 24 年 2 月 22 日	条例第 3 号	令和元年 8 月 21 日	条例第 6 号
	平成 25 年 12 月 2 日	条例第 5 号	令和 2 年 2 月 20 日	条例第 4 号
	平成 26 年 2 月 21 日	条例第 3 号	令和 6 年 2 月 16 日	条例第 1 号
	平成 31 年 2 月 20 日	条例第 1 号	令和 7 年 8 月 21 日	条例第 6 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 給水装置の工事及び費用（第 5 条—第 12 条）
- 第 3 章 給水（第 13 条—第 22 条）
- 第 4 章 料金、手数料及び加入金（第 23 条—第 34 条）
- 第 5 章 管理（第 35 条—第 38 条）
- 第 6 章 貯水槽水道（第 39 条・第 40 条）
- 第 7 章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準（第 41 条—第 43 条）
- 第 8 章 補則（第 44 条）
- 第 9 章 罰則（第 45 条・第 46 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、淡路広域水道企業団（以下「企業団」という。）水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるとともに、併せて布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めるものとする。

（給水区域）

第 2 条 企業団水道事業の給水区域は、別表第 1 のとおりとする。

（給水装置の定義）

第 3 条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために企業長の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第 4 条 給水装置は、次の 3 種とする。

- (1) 専用給水装置 1 世帯又は 1 箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2 世帯又は 2 箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第 2 章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)

第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり、企業長が必要と認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

(開発行為の特例)

第6条 開発行為(土地の区画、形質の変更を行う行為で、造成地面積が1,000平方メートル又は1日最大計画給水量が5立方メートルを超えるものをいう。)に係る区域の給水に関する必要な事項は、別に企業長が定める。

(新設等の費用負担)

第7条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、企業長が特に必要があると認めたものについては、企業団においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第8条 給水装置工事は、企業長又は企業長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、企業長が他の水道事業者(法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。)又は他の水道事業者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ企業長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に企業長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により企業長が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 企業長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 企業長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第10条 企業長が、施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
 - (2) 運搬費
 - (3) 労力費
 - (4) 道路復旧費
 - (5) 工事監督費
 - (6) 間接経費
- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
 - 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に企業長が定める。

(工事費の予納)

第11条 企業長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

- 2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に清算する。

(給水装置の変更等の工事)

第12条 企業長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

- 2 前項の場合において、その工事に要する費用は、原因者の負担とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第13条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

- 2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、企業長はその責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第14条 水道を使用しようとする者は、企業長が定めるところにより、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第15条 給水装置の所有者が、淡路島内に居住しないとき、又は企業長において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、淡路島内に居住する代理人を定め、企業長に届け出なければならない。

- 2 企業長は、前項の代理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

(管理人の選定)

第16条 共同住宅の所有者又は経営者が、その共同住宅内に居住しない場合その他企業長が必要があると認めた場合は、共同住宅の所有者又は経営者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、企業長に届け出なければならない。

2 企業長は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第 17 条 給水量は、企業団の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。

ただし、企業長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 企業長は、使用水量を計量するため特に必要があると認めたときは、受水タンク以下の装置に企業団のメーターを設置することができる。

3 メーターは給水装置に設置し、その位置は、企業長が定める。

4 メーターの位置が管理上不相当となったときは、企業長は、所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善させることができる。

5 メーターに係る負担は、給水装置工事申込者が負担する。

(メーターの設置及び保管)

第 18 条 メーターは、企業長が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

2 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理し、かつ、メーターの設置場所にその検針若しくは機能を妨害するような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

3 水道使用者等は、前項の管理義務を怠ったために、メーターを滅失し、又は損傷した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用開始、中止、変更等の届出)

第 19 条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ企業長に届け出なければならない。

(1) 水道の使用を開始し、又は中止するとき。

(2) メーターの口径（以下「口径」という。）又は用途を変更するとき。

(3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに企業長に届け出なければならない。

(1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(消火栓の使用)

第 20 条 消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 消火栓を、消防の演習に使用するときは、企業長の指定する企業団職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第 21 条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、企業長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第 1 項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第 22 条 企業長は、給水装置又は供給する水道水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第 4 章 料金、手数料及び加入金等

(料金の支払義務)

第 23 条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者又は管理人から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第 24 条 料金は、別表第 2 により算定した基本料金及び従量料金の合計額並びに当該合計額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定に基づく消費税率及び当該税率に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づく地方消費税率を乗じて得た率を合計した率（以下「消費税相当率」という。）を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額とする。

(料金の算定)

第 25 条 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ企業長が定めた日をいう。）にメーターの点検を行い算定する。

2 企業長は、やむを得ない理由があると認めるときは、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第 26 条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 料率の異なる 2 種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 共用給水装置により、水道を使用するとき。

(特別な場合における料金の算定)

第 27 条 月の中途において口径又は用途を変更した場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

2 メーターが使用水量を示さない場合でも、給水の中止を届け出ないときは、料金を徴収する。

3 月の中途において水道の使用を開始し、中止し、又は廃止したときの料金は、1 か月分として算定する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第 28 条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、企業長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、清算する。

(料金の徴収方法)

第 29 条 料金は、納入通知書又は企業長が指定した金融機関等を通じて徴収する。

2 水道の使用をやめた場合であっても、その届出がないときは、料金を徴収する。

3 給水装置の使用を廃止し、又は中止した場合の料金は、随時これを徴収する。

4 前3項に定めるもののほか、徴収方法に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

(料金の調整)

第 30 条 企業長は、料金徴収後、その額に増減がでたときは、その差額を追徴し、若しくは還付し、又は次回徴収の料金において調整することができる。

(手数料)

第 31 条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、企業長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後徴収することができる。

(1) 第 8 条第 1 項の指定をするとき 1 件 10,000 円

(2) 第 8 条第 1 項の指定を更新するとき 1 件 10,000 円

(3) 第 8 条第 2 項の設計審査（使用材料の確認を含む。）及び工事検査をするとき 1 件 5,000 円

(4) 第 19 条第 1 項第 1 号の申請をするとき 1 回 2,000 円

(5) 第 20 条第 2 項の消防演習の立会いをするとき 1 回 2,000 円

(6) 各種証明をするとき 1 件 300 円

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第 32 条 企業長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

(加入金)

第 33 条 給水装置の新設又は改造工事（口径を増す場合に限る。以下同じ。）の申込者は、次に定める額及び当該額に消費税相当率を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額を加入金として納入しなければならない。

(1) 新設工事 口径に応じ次に掲げる額

口径	加入金の額
13mm	74,000 円
20mm	178,000 円
25mm	280,000 円
30mm	390,000 円
40mm	762,000 円
50mm	1,524,000 円
75mm	3,810,000 円
100mm	6,820,000 円
150mm	14,900,000 円

151mm 以上	企業長が別に定める
----------	-----------

- (2) 改造工事 改造後の口径に対応する前号に規定する額から改造前の口径に対応する前号に規定する額を控除した額
- 2 加入金は、給水装置工事の申込みの際、又は前項の規定により新たに給水を受ける際、納入しなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 既納の加入金は、還付しない。ただし、企業長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (工事負担金)

第 34 条 企業長は、住宅団地の造成その他による新たな給水の申込みがある場合には、給水に応ずるために必要な水道施設の建設費、増強費、電力料その他の経費の全部又は一部を工事負担金として、その原因者から徴収することができる。

第 5 章 管理

(給水装置の検査等)

第 35 条 企業長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第 36 条 企業長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 6 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

- 2 企業長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第 37 条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の使用者等が第 11 条第 1 項、第 12 条第 2 項又は第 17 条第 4 項の工事費、第 21 条第 2 項の修繕費、第 24 条の料金、第 31 条の手数料その他この条例の規定により納付する金額を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の使用者等が、正当な理由がなくて、第 25 条の使用水量の計量又は第 35 条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水装置を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。
- (4) 前 3 号のほか、この条例の規定に違反したとき。

(給水装置の切離し)

第 38 条 企業長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が、60 日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

第 6 章 貯水槽水道

(企業団の責務)

第 39 条 企業長は、貯水槽水道（法第 14 条第 2 項第 5 号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

- 2 企業長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第 40 条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第 3 条第 7 項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第 34 条の 2 の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第 7 章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準

(布設工事監督者を配置する工事)

第 41 条 法第 12 条第 1 項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第 3 条第 8 項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1 日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) ちんでん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第 42 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれ

に相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (8) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては2年以上、第2号の卒業生にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（水道技術管理者の資格）

第43条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業生（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の学校の卒業生（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

第8章 補則

(委任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 罰則

(過料)

第 45 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

- (1) 第 5 条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕（法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）、又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第 12 条の給水装置の変更の工事施行、第 17 条のメーターの設置、第 25 条の使用水量の計量、第 35 条の検査若しくは第 37 条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第 21 条の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第 24 条の料金、第 31 条の手数料又は第 33 条の加入金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
(料金等を免れた者に対する過料)

第 46 条 詐欺その他不正の行為によって第 24 条の料金、第 31 条の手数料又は第 33 条の加入金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(淡路広域水道企業団水道用水供給条例の廃止)

第 2 条 淡路広域水道企業団水道用水供給条例（平成 11 年淡路広域水道企業団条例第 3 号）は、廃止する。

(水道事業の統合に伴う経過措置)

第 3 条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して給水を受けている南あわじ市及び淡路市の区域の使用者の施行日以後の最初の検針に基づく料金は、第 24 条の規定にかかわらず、施行日前に給水していた水道の区分に応じ、それぞれ次に掲げる条例の規定の例により算定する額とする。

- (1) 南あわじ市水道事業給水条例（平成 17 年南あわじ市条例第 167 号）
- (2) 淡路市水道事業給水条例（平成 17 年淡路市条例第 261 号）

2 施行日前から継続して給水を受けている洲本市の区域の使用者の施行日以後の最初の検針に基づく料金（洲本市水道事業給水条例（平成 18 年洲本市条例第 222 号）の適用を受けていた者の料金については、同条例第 30 条第 2 項に規定する第 1 期分の料金に限る。）は、第 24 条の規定にかかわらず、施行日前に給水していた水道の区分に応じ、それぞれ次に掲げる条例の規定の例により算定する額とする。

- (1) 洲本市水道事業給水条例
- (2) 洲本市上灘簡易水道条例（平成 18 年洲本市条例第 224 号）

(手続等の承継)

第 4 条 施行日前に前条第 1 項各号及び第 2 項各号に掲げる条例の規定に基づいてなされた処分、申請その他の行為は、この条例の相当規定に基づいてなされた処分、申請その他の行為とみなす。

(原水の供給に係る経過措置)

第5条 この条例の施行の際現に洲本市水道事業給水条例第15条の規定に基づき原水の供給を受けている者については、次項に定めるもののほか同条例の規定の例により原水の供給を行う。

2 前項の規定による原水の供給の料金は、次の各号により算定した基本料金及び従量料金の合計額並びに当該合計額に消費税相当率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額とする。

(1) 基本料金 1月につき 202,000円

(2) 従量料金 3,000立方メートルを超える1立方メートルにつき 160円

（洲本市における共同住宅の料金算定に係る経過措置）

第6条 この条例の施行の際現に洲本市水道事業給水条例第26条第3項の適用を受けている者の料金の算定については、第25条の規定にかかわらず、企業長の定めるところによるものとする。

（洲本市における使用日数が短い場合の料金算定に係る経過措置）

第7条 洲本市の区域における水道の使用（臨時用を除く。）であって、月の中途において使用を開始し、又は使用をやめたもののうち、その使用日数が15日以内であるものの料金の算定については、平成23年3月分までの料金の算定に限り、第27条第3項中「1か月分」とあるのは、「基本料金の額を別表第2に定める基本料金の額の2分の1の額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）としたときの1か月分」とする。

（淡路市における大口径による使用者の料金に係る経過措置）

第8条 この条例の施行の際現に淡路市水道事業給水条例第32条の適用を受けていた者で、その給水装置のメーターの口径が次の表に定めるものの同表に定める料金は、別表第2の規定にかかわらず、同表に定める額及び同表に定める額に消費税相当率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額とする。

メーターの口径	料金の区分	料金の額
100ミリメートル	基本料金	108,800円
150ミリメートル	基本料金	253,800円
100ミリメートル以上	従量料金	1立方メートルにつき 660円

附 則（平成24年2月22日条例第3号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月2日条例第5号）

改正 平成26年2月21日 条例第3号

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の淡路広域水道企業団水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第24条、附則第5条及び附則第8条の規定は、この条例の施行の日（以下「施

行日」という。)前から継続して給水を受けている使用者で、施行日から同月30日までの間に水道料金(以下「料金」という。)の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例による。

- 2 改正後の条例第33条に規定する給水装置の新設又は増径工事の申込者から徴収する加入金は、施行日以後の申込みに係るものから適用し、同日前の申込みにについては、なお従前の例による。

(淡路市簡易水道事業の統合に伴う経過措置)

第3条 施行日前から継続して給水を受けている淡路市簡易水道事業給水条例(平成22年淡路市条例第4号)別表第1に定める区域の使用者で、施行日から同月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、施行日前に給水していた水道の区分に応じ、淡路市簡易水道事業給水条例の規定の例により算定する額とする。

(手続等の承継)

第4条 施行日前に淡路市簡易水道事業給水条例の規定に基づいてなされた処分、申請その他の行為は、改正後の条例の相当規定に基づいてなされた処分、申請その他の行為とみなす。

附 則 (平成26年2月21日条例第3号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月20日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の淡路広域水道企業団水道事業給水条例第42条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

附 則 (令和元年8月21日条例第6号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月20日条例第4号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月16日条例第1号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年8月21日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分	区 域	
区域の全部にわたるもの	洲本市	海岸通一丁目、海岸通二丁目、山手一丁目、山手二丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、栄町一丁目、山手三丁目、本町五丁目、本町六丁目、本町七丁目、本町八丁目、栄町二丁目、栄町三丁目、栄町四丁目、港、塩屋一丁目、塩屋二丁目、塩屋三丁目、炬口一丁目、炬口二丁目、宇山一丁目、宇山二丁目、宇山三丁目、物部一丁目、物部二丁目、物部三丁目、上物部一丁目、上物部二丁目、下加茂一丁目、下加茂二丁目、桑間一丁目、由良一丁目、由良二丁目、由良三丁目、由良四丁目、五色町都志、五色町都志大宮、五色町都志万歳、五色町都志角川、五色町都志大日、五色町鮎原南谷、五色町鮎原下、五色町鮎原吉田、五色町鮎原小山田、五色町鮎原栢野、五色町鮎原宇谷、五色町鮎原西、五色町鮎原鮎の郷、五色町鮎原神陽、五色町広石上、五色町広石中、五色町広石下、五色町広石北、五色町鳥飼上、五色町鳥飼中
	南あわじ市	<p>（旧緑町の区域）</p> <p>倭文庄田</p> <p>（旧西淡町の区域）</p> <p>松帆古津路、松帆北浜、松帆北方、松帆塩浜、松帆江尻、松帆高屋、松帆脇田、松帆戒旦寺、松帆志知川、湊東、湊浜、湊港、津井中津浦、津井雁来、津井中央、阿那賀南、阿那賀中、阿那賀小磯、阿那賀松ヶ谷、阿那賀端所、阿那賀島、伊加利下所、志知志知、志知鉾</p> <p>（旧三原町の区域）</p> <p>大榎列、小榎列、西川、上幡多、山所、下幡多、掃守、松田、寺内、鳥井、立石、国分、新庄、野原、徳野、青木、福永、円行寺、小井、善光寺、市、十一ヶ所、徳長、新、三条、久保、段、喜来、富田、籠池、北所、南上、経所、南所、小路、流、松本、難波及び中島大</p> <p>（旧南淡町の区域）</p> <p>築地、南納屋町、備前町、仲之町、住吉町、五分一町、網屋町、浜町、うずしお台、八幡東、立川瀬、西田、辻川原、高萩、福井、新田中、潮美台一丁目、潮美台二丁目、潮美台三丁目及び中西</p>
	淡路市	<p>（旧津名町の区域）</p> <p>塩田新島、志筑新島、生穂新島、佐野新島</p>

<p>区域の一部に わたるもの</p>	<p>洲本市</p>	<p>炬口、宇山、物部、上物部、津田、小路谷、千草、奥畑、上内膳、下内膳、上加茂、下加茂、桑間、宇原、大野、金屋、前平、池田、木戸、新村、池内、相川組、中津川組、畑田組、由良町由良、由良町内田、中川原町市原、中川原町二ツ石、中川原町厚浜、中川原町中川原、中川原町三木田、中川原町安坂、安乎町平安浦、安乎町中田、安乎町古宮、安乎町北谷、安乎町宮野原、安乎町山田原、納、鮎屋、五色町都志米山、五色町鮎原塔下、五色町鮎原三野畑、五色町鮎原上、五色町鮎原中邑、五色町鮎原田処、五色町鮎原葛尾、五色町鳥飼浦、五色町上塚、五色町下塚</p>
	<p>南あわ じ市</p>	<p>(旧緑町の区域) 山添、広田広田、広田中筋、中条中筋、中条徳原、中条広田、倭文長田、倭文神道、倭文土井、倭文安住寺</p> <p>(旧西淡町の区域) 松帆慶野、松帆櫛田、松帆宝明寺、松帆西路、湊西、湊里下、湊里上、湊登立、津井内原、津井本村、津井西本村、阿那賀伊毘、阿那賀北栄、阿那賀木場、阿那賀小木場、阿那賀志知川、阿那賀西路、伊加利山口、伊加利湯の河、伊加利本村、伊加利畦原、伊加利仲野、志知奥、志知口、志知飯山寺、志知南、志知北</p> <p>(旧三原町の区域) 馬回、大久保、入田、養宜中、養宜上、社家、上中原、浦壁、黒道、城家、国上、委文、高、佐礼尾、中島下及び中島上</p> <p>(旧南淡町の区域) 東本町、本町、東一丁目、向谷、西一丁目、二丁目、北納屋町、戎町、谷川町、東十軒家、西十軒家、仁尾、かるも、鍛冶屋、賀集、八幡西、八幡南、八幡中、八幡北、野田、牛内、東山、生子、福井北、稲田南、伊賀野、新田北、筒井、高原、佐野、上町、下町、塩屋、吹上、西町、東町、丸田、地野、仁頃、沼島、大川、土生、円実、払川、油谷、城方、山本、吉野、惣川、黒岩、白崎、来川</p>

	淡路市	<p>(旧津名町の区域)</p> <p>里、下司、塩尾、志筑、中田、王子、池ノ内、生穂、大谷、佐野、大町上、大町下、大町畑、木曾上、木曾下、木曾上畑、長沢、野田尾、興隆寺</p> <p>(旧淡路町の区域)</p> <p>岩屋、楠本、南鶴崎</p> <p>(旧北淡町の区域)</p> <p>仁井、小田、舟木、長畠、久野々、野島墓浦、野島常盤、野島轟木、野島大川、野島平林、野島江崎、野島貴船、富島、石田、小倉、浅野南、浅野神田、斗ノ内、育波、黒谷、生田田尻、生田畑、生田大坪、室津</p> <p>(旧一宮町の区域)</p> <p>尾崎、新村、遠田、郡家、北山、中村、井手、竹谷、上河合、下河合、多賀、江井、柳沢、入野、山田、高山、草香、草香北、明神、南、深草</p> <p>(旧東浦町の区域)</p> <p>釜口、下田、谷、仮屋、久留麻、楠本、浦、白山、河内、大磯、小磯、浜、中持</p>
--	-----	---

別表第2 (第24条関係)

区分 用途	基本料金 (1月につき)		従量料金 (1m ³ につき)							
	口径	基本料金								
一般用	13mm	1,100円	10m ³ 以下	11m ³ ~ 20m ³	21m ³ ~ 30m ³	31m ³ ~ 50m ³	51m ³ ~ 100m ³	101m ³ ~ 500m ³	501m ³ ~ 2,000m ³	2,001m ³ 以上
	20mm	1,300円								
	25mm	4,200円								
	30mm	6,200円								
	40mm	11,000円								
	50mm	18,000円								
	75mm	42,000円								
	100mm	76,000円								
	150mm	176,000円								
	151mm 以上	企業長が 別に定める。								
公衆浴 場用	一般用のとおり		100m ³ 以下		100円					
			101m ³ ~500m ³		190円					
			501m ³ 以上		220円					
臨時用	一般用のとおり		1m ³ 当たり		530円					